

県制度融資の既往債務に係る返済条件緩和措置について

1 対象となる中小企業

- ・借入多過等により追加融資や借換が困難な企業
- ・設備投資後に受注が減少し、資金繰りに支障をきたしている企業 等

2 対象となる資金

福岡県中小企業振興資金制度要綱第6条に定める各資金
（現在新規融資を行っていない旧資金を含む）

3 内容

（1）返済猶予措置

制度融資既往債務について最長3年間の猶予
（「短期運転資金」については、最長1年間の猶予）

（2）返済期間の延長措置

制度融資既往債務について最長3年間の延長
（「短期運転資金」については、最長1年間の延長）

※ 延長申請時の要綱で定める各資金の融資期間を基準に、最長3年間延長可能

※ 本延長措置適用における融資期間は最長13年（短期運転資金を除く）

※ 元金返済猶予の設定は通算して3年まで可

4 適用期間

令和4年3月31日まで

5 申込窓口

取扱金融機関の本・支店

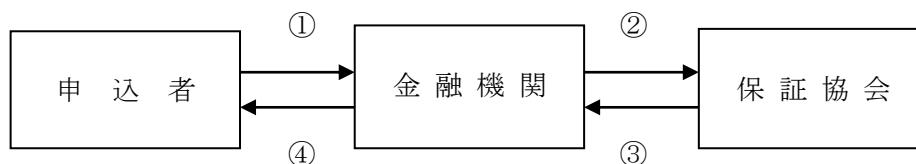
6 提出書類

福岡県中小企業振興資金融資制度に係る特例措置申込書

※様式は、福岡県庁HPよりダウンロードできます。

（HP アドレス <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r3yuushiseidoannnai.html>）

7 手続



① 融資金融機関に対し、「特例措置申込書」を提出

② 金融機関が審査の上、返済猶予（返済期間延長）を認める場合は、保証協会へ依頼

③ 保証協会が審査の上、返済猶予（返済期間延長）を認める場合は、金融機関へ変更保証書を交付

④ 金融機関は契約変更の手続を行う